

○ 西いぶり広域連合及び関係市町協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）の事業の推進及び重要事項並びに関係市町と関連事項を協議するため西いぶり広域連合及び関係市町協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 この協議会は、広域連合長及び副広域連合長（以下「構成員」という。）並びに第4条に規定する参与及び委員をもって組織する。

(会議)

第3条 協議会は、必要の都度広域連合長が招集する。

2 協議会の議長は、広域連合長とする。

3 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参与及び委員)

第4条 協議会に参与及び委員を置くことができる。

2 参与は、広域連合の近隣の市町村長から、広域連合長が協議会の同意を得て選任する。

3 委員は、次に掲げる者のいずれかから広域連合長が協議会の同意を得て選任する。

(1) 国の行政機関の長

(2) 広域連合の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験者

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。